

堺市総合福祉会館について

堺市総合福祉会館は、地域福祉を推進する民間の福祉機関・団体の拠点施設として、住民の福祉増進を目的に、堺市社会福祉協議会（堺市社協）が設置運営する総合的な福祉施設です。講演会、研修会、会議などに使用できます。
また、福祉センターを併設し、対象者の社会参加の促進と福祉向上を図っています。

階	会議室等 (貸室・共用スペース)	事務所・相談窓口
R	屋上ひろば	
7	屋上庭園	
6	ホール 第4会議室 第5会議室 社協特別会議室	
5	大研修室	堺市職員能力開発センター 堺市立多文化交流プラザ・さかい
4	第3会議室 和室 福祉センター -大広間 -和室1・2 -娯楽室	堺市社協 生活支援課 -堺市権利擁護サポートセンター -日常生活自立支援事業 窓口 -堺市生活・仕事応援センター すてっぴ堺 堺市フェニックスクラブ（堺市老人クラブ連合会） 老人福祉センター事務室
3	第2会議室 福祉センター -プレイルーム -創作室 -ラウンジ	堺市ファミリー・サポート・センター 堺障害者団体連合会 生活支援センター しんしょうれん 地域活動支援センター くらすメイト 堺市居住支援協議会
2	第1会議室	堺市社協 包括支援センター統括課 堺市民活動サポートセンター 堺市市民活動コーナー 堺市母子寡婦福祉会
1	会館事務室 (貸室受付窓口)	堺市社協 事務局 -総務課 -地域福祉課 ↳ 福祉資金係 ↳ コロナ貸付返済相談窓口 ボランティア・市民活動ギャラリー 総合案内
B		地下駐車場



建物の概要
名 称：堺市総合福祉会館
設置運営：社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
構造規模：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上7階塔屋付
建築面積：1,420.55㎡
竣 工：昭和61年(1986年)7月31日

堺市総合福祉会館の詳細についてはホームページをご確認ください。

堺市総合福祉会館 検索



堺市総合福祉会館
のご案内



所在地：〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町2番1号
TEL.072-222-7500
FAX.072-221-7409

※駐車場・駐輪場が狭いため、電車・バスをご利用ください。
南海高野線「堺東駅」下車700m

貸会議室等のご利用について

貸会議室等について

開館時間	9:00～21:00
貸室休務日	第2・第4月曜日(祝日の場合は翌日) 祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
受付時間	9:00～17:00(土・日、祝日、年末年始を除く)
使用区分	午前 9:00～12:00 午後 13:00～17:00 夜間 18:00～21:00
申込方法	お電話や施設予約システムで 仮予約の上、会館貸室受付窓口 までお越しください。 ※使用料は、お申込み時に窓口で お支払いいただきます。 【施設予約システム】 
キャンセル および 使用料還付	申込後、使用日の1週間前(ホールは1か月前)までの キャンセルは、既納使用料の半額(付属設備分は全額) を窓口で還付いたします。

抽選日

施設名称	堺市社協正会員	その他の団体等
ホール 大研修室	使用する月の12か月前 の月の初日	使用する月の6か月前の 月の初日
その他の 会議室	使用する月の6か月前の 月の初日	使用する月の3か月前の 月の初日

※抽選申込について※
抽選への参加をご希望の方は、**抽選日の前月15日～抽選日の
前日までに**会館貸室受付窓口までご来館・お電話いただくか、
施設予約システムからお申込みください。

受付開始日

抽選後のお申込み、その他空室の仮予約等は**抽選日翌日**より受付
を開始いたします。

ホールの使用にともなう打合せについて

ホールをご予約いただいた場合、使用日の1か月前までに、ホール
係員との打合せが必要です。

※打合せ後、付属設備等の概算使用料をお見積りさせていただきます。

[打合せにご準備いただくもの]

- ・当日の内容がわかる書類(進行表等) 3部
- ・非常時の避難誘導者のお名前 入場者100名につき1名



ホール

定員496名



第1会議室

定員45名



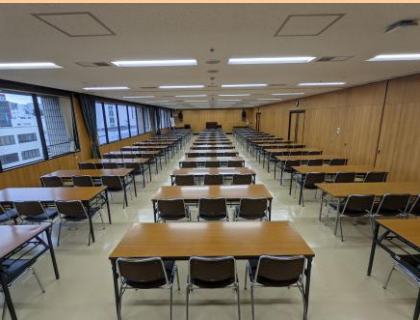
第3会議室

定員54名



第5会議室

定員24名



大研修室

定員144名



第2会議室

定員45名



第4会議室

定員24名



和室

定員32名

留意事項

- 天災地変、交通機関の途絶、公衆衛生上支障があると判断され
る場合などの不可抗力によって、使用停止等が生じた結果によ
る損害については、その責任を負いかねます。
- 会議室および機器・備品について、不測の事態や故障により期
待された利用ができなかった際は、該当の使用料の全額還付を
もって上限の補償とさせていただきます、それ以上の責任は負いか
ねます。
- 使用時間には、会場の準備、入退場及び後始末に要する時間が
含まれています。
- 消防法の規定に従い、収容定員以上の入場はできません。
- 当会館敷地内は「**全面禁煙**」です。
- 飲食を主とした催しには使用できません。
※6階ホールについては、飲食厳禁です。
- 催物に必要な事務用品等の消耗品については使用者でご用意く
ださい。
- ごみは使用者が責任を持って、お持ち帰りください。
- 原則、物品の展示・販売、チラシ等の配布・宣伝、及び撮影・
録音・寄付行為等はできません。但し、使用者から事前に申請
があり、営利を主たる目的としないと判断できるなど、福祉会
館の設立趣旨に沿ったものに限り、許可する場合があります。
- 館内・外での掲示、展示等はすべて許可が必要です。
- 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品(煙火物・
爆発物等)や動物(補助犬等を除く)などを持ち込まないでく
ださい。
- 使用者は、使用する会議室又は付属設備その他器具備品等につ
いて、責任を持って管理してください。破損・滅失したときは、
弁償していただくことになります。
- 緊急時等は、当会館職員の指示に従ってください。

許可・制限

※次の場合には使用許可を取り消します。

- 公の秩序・風俗をみだし、またはそのおそれがあるとき。
- 営利を目的として使用するおそれがあるとき。
- 建物又は付属設備その他器具備品等を破損し、または滅失する
おそれがあるとき。
- 入館者や近隣社会に迷惑をおよぼし、または警備を要請する事
態が生じると判断したとき。
- 当会館の管理上支障があると認められるとき。
- 使用の申請事項にいつわりがあったとき。
- 使用の権利を譲渡したり、転貸したとき。
- 使用の許可条件に違反したとき。